

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 1 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 2 号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成 2 年岩手県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>様式第 1 号（第 7 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1～10 [略]</p> <p><u>11</u> [略]</p> <p><u>12</u> [略]</p> <p>[略]</p> | <p>様式第 1 号（第 7 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1～10 [略]</p> <p><u>11 「経路略図」欄は、任命権者が特に必要と認めた場合に 記入するものとする。</u></p> <p><u>12</u> [略]</p> <p><u>13</u> [略]</p> <p>[略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。